

2月27日現在の冊子と答申書別添作成までの間の変更点

1 表記の統一

「めざす」を「目指す」、「さまざま」を「様々」に統一しました。
 年の表記を2013（平成25）年のように西暦（和暦）に統一しました。（2050年は除く）
 区の用語表記の規定に従い、「改訂」を「改定」に変更しました。

2 用語の置き換え

「資源」「資源化物」を「資源ごみ」、「可燃ごみ」を「燃やすごみ」、「不燃ごみ」を「燃やさないごみ」に変更しました。
 「ごみ」と「廃棄物」を、発生の抑制や減量、資源化を進めるという意味で使用するときは「ごみ」、処理について使用する
 ときや法令上の言葉では「廃棄物」として表現を整理しました。

3 資料の変更

各回の環境審議会審議経過、作業経過に主な内容を加えました。
 パブリックコメントの意見数を2件20項目に変更しました。
 用語集に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を加え、一部の用語解説をわかりやすく変更しました。
 資料5として「足立区環境基本条例」を追加しました。

4 その他の変更

ページ	位置	変更前	変更後	備考
1	(2)	(2) 国の動向	(2) <u>わが国</u> の動向	委員意見
1	(2)の2 段落	エネルギー政策では、原発事故を教訓として、「革新的エネルギー・環境戦略」がまとめられ、原発依存しない社会の実現と再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの推	<u>エネルギー政策については、東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓として、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの推進などを盛り</u>	政府の方針が変わったため、事務局で変更

		進が盛り込まれました。今後、具体的な計画がまとめられる予定です。	<u>込んで今後、まとめられる予定です。</u>	
2	(4)	区では、2008(平成20)年に「環境サミットin足立」を開催し、宣言文を宣言しました。	区では、2008(平成20)年に「環境サミットin足立」を開催し、宣言文を <u>決めました。</u>	重複表現を回避
2	(4)	また、2011(平成23)年6月には、特に重点的に取り組む施策を定める「足立区第二次重点プロジェクト推進戦略」が策定され、環境分野では9事業を位置づけています。	また、2011(平成23)年6月には、特に重点的に取り組む施策を定める「足立区第二次重点プロジェクト推進戦略」が策定され、環境分野では <u>現在</u> 9事業を位置づけています。	毎年度見直されるため、より正確な表現に変更
3	6(1)	電気使用量10%、都市ガス使用量2%削減	電気使用量10% <u>削減</u> 、都市ガス使用量2%削減	目標をわかりやすくするため追記
5	基本方針の枠内	足立区は地球にやさしいひとのまちをめざします。	足立区は <u>日本で一番「地球にやさしいひとのまち」</u> をめざします。	区民意見への対応
7	地球温暖化対策の動向		<u>最終行に追加</u> また、2013(平成25)年1月の内閣総理大臣からの指示により、 <u>25%削減目標はゼロベースで見直されることになりました。11月に開催される第19回締約国会議までに新たな中期目標が策定される予定です。</u>	政府の方針が変わったため、事務局で変更
8	震災後のエネルギー環境	これを受け、2030(平成42)年までに2010(平成22)年比10%の節電と最終エネルギー消費19%の省エネ、水力を除く再生可能	これを受け、2030(平成42)年までに2010(平成22)年比10%の節電と最終エネルギー消費19%の省エネ、水力を除く再生可能	

	政策	エネルギーでの発電を 8 倍に増やすことを前提にした「グリーン政策大綱」と 2013(平成 25)年以降の「地球温暖化対策の計画」が、今後まとめられる予定です。	エネルギーでの発電を 8 倍に増やすことを前提にした「グリーン政策大綱」と 2013(平成 25)年以降の「地球温暖化対策の計画」が、今後まとめられる予定でした。 <u>しかし、2013(平成 25)年 1 月の内閣総理大臣からの指示により、「革新的エネルギー・環境政策」は全面的に見直される予定です。</u>	
10	(4)	「環境サミット in 足立」宣言文(表紙裏を参照)を宣言しました。	「環境サミット in 足立」宣言文を <u>定めま</u> <u>した。</u>	重複表現を回避
11		環境分野の重点目標として、「環境に優しい生活を実践する」と、「水と緑の自然環境づくりを実践する」が定められ、9 事業を重点プロジェクトに位置づけています。	<u>2013(平成 25)年度は</u> 、環境分野の重点目標として、「環境に優しい生活を実践する」と、「水と緑の自然環境づくりを実践する」が定められ、9 事業を重点プロジェクトに位置づけています。	毎年度見直されるため、より正確な表現に変更
14	3 行目	以下のとおり「地球にやさしいひとのまち」を目指す上で重要な視点を整理	以下のとおり <u>日本一</u> 「地球にやさしいひとのまち」を目指す上で重要な視点を整理	区民意見への対応
14	上の枠内	地球にやさしいひとのまち	<u>日本で一番を目指します</u>	区民意見への対応
14	下の枠内		左側に枠を追加し、「 <u>地球にやさしいひとのまち</u> 」を記載	区民意見への対応
16	段落の最後に追加		<u>全国自治体のトップリーダーとなるべく様々な取組みを進めることで日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。</u>	区民意見への対応

16	図の枠内	地球にやさしいひとのまち	<u>日本一「地球にやさしいひとのまち」</u>	区民意見への対応
18	2015（平成27）年度の目標	電気使用量10%、都市ガス使用量2%削減	電気使用量10% <u>削減</u> 、都市ガス使用量2%削減	目標をわかりやすくするため追記
19	目標	電気使用量10%、都市ガス使用量2%削減	電気使用量10% <u>削減</u> 、都市ガス使用量2%削減	目標をわかりやすくするため追記
22		2 再生可能エネルギー利用の促進 (2) 地表面からの放射熱の抑制	<u>2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進</u> <u>(2)ヒートアイランド現象の抑制</u>	委員意見
23	表のCO ₂ 排出量の目標数値	231万トン	<u>(推計A) 231万トン</u> <u>(推計B) 211万トン</u>	委員意見
23	表の区公共施設CO ₂ 排出量の目標数値	39,234トン	<u>(推計A) 39,234トン</u> <u>(推計B) 33,767トン</u>	委員意見
23	欄外の注釈に追加		<u>推計Aは、1キロワット時あたりの排出係数を2011（平成23）年度速報値0.463kg-CO₂/kWhとした場合、推計Bは、1990（平成2）年の排出係数0.380kg-CO₂/kWhとした場合の推計値です。</u>	委員意見

23			<u>写真の追加（区役所北館屋上、教育相談センター）</u>	参考写真
24	追加		<u>コラム「夏休み子どもエコプロジェクト」</u>	参考コラム
25	項目名変更	2 再生可能エネルギー利用の促進	<u>2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進</u>	委員意見
25	(1)	足立区の地域特性から、特に太陽エネルギーの活用を進めていきます。補助制度などにより太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置を支援し、公共施設においては太陽エネルギー利用機器の率先的な導入を図ります。	足立区の地域特性から、特に太陽エネルギーの活用を進めていきます。補助制度や <u>初期経費の負担軽減プラン、太陽光発電システム設置促進店の登録制度などのさまざまな施策を複合的に導入し</u> 、太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの設置を支援し、公共施設においては太陽エネルギー利用機器の率先的な導入を図ります。	区民意見への対応及び委員意見
26	(2)	照明、給湯、モーターなど、エネルギーを光や熱、動力などに転換する様々な方法がありますが、エネルギーロスの少ない効率的な方法で使うことが必要です。電気、ガス、石油、蓄電池、再生可能エネルギー等、それぞれのエネルギーの特性を踏まえた効率的な利用を進めます。	照明、給湯、 <u>動力</u> など、エネルギーを光や熱、 <u>仕事</u> などに転換する様々な方法がありますが、エネルギーロスの少ない効率的な方法で使うことが必要です。電気、ガス、石油、再生可能エネルギー等、それぞれのエネルギーの特性を踏まえた効率的な利用を進めます。 <u>また、一つのエネルギー源から「熱」と「電気」を合わせて供給するコージェネレーションシステム（熱電併給）は、発電時の熱を温水や蒸気の形で利用し、温水や給湯、暖房に、蒸気は冷暖房・工場の熱源な</u>	委員意見

			<p><u>どに使うことができます。住宅向けには、ガスをエネルギーとして発電と給湯を行う家庭用燃料電池が商品化されています。</u></p> <p><u>熱やお湯の利用が多い事業所や住宅では、コージェネレーションシステムがエネルギーの効率化に大きく寄与しますので、普及を進めていきます。</u></p>	
26	(3)	利活用の可能性を常に研究していきます。	利活用の可能性を常に調査していきます。	委員意見
27	(5)	区においても、建築物新築時のエネルギー対策ガイドラインなどを策定するなど、既存住宅の断熱性能の向上や設備・機器の更新を支援します。	区においても、 <u>2013(平成25)年度からエネルギー対策ガイドラインに基づき、新築建築物や既存住宅の断熱性能の向上、設備・機器の更新による建物の省エネ対策を促していきます。</u>	施策の方向性をわかりやすく追記
27	(5)	新たな開発地区などにおいて 地域冷暖房や 地域内熱供給といったエネルギーを面的に利用する方法を検討します。	<p>新たな開発地区などにおいては、<u>地域冷暖房や 地域内熱供給といったエネルギーを面的に利用する方法を検討します。</u></p> <p><u>また、2012(平成24)年12月から都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定制度が創設され、税の優遇措置などが受けられるようになりました。今後、国や建設事業者と連携して、低炭素建築物の普及を進めていきます。</u></p>	区民意見への対応
27			<u>コラム「再生可能エネルギー」</u>	参考コラム
28	5行目	さらに公共交通網の整備を進めるととも	さらに公共交通網の整備を進めるととも	誤記修正

		に、自転車交通の環境を整備し、自動車による移動からの転換を図ります。	に、 <u>自転車利用の環境</u> を整備し、自動車による移動からの転換を図ります。	
	(2)	区では、運転距離と燃料消費の記録をとり、エコドライブを徹底します。	<u>区の公用車</u> は、運転距離と燃料消費の記録をとり、エコドライブを徹底します。	
	(3)	自動車の買い替え時には環境性能の高い車を選択するよう、区民・事業者にPRをするとともに、区では積極的に導入します。	自動車の買い替え時には環境性能の高い車を選択するよう、区民・事業者にPRをするとともに、区では、 <u>公用車</u> に積極的に導入します。	
	(5)	(5) 自転車交通の環境整備	(5) <u>自転車利用</u> の環境整備	
30	(2)	(2) 地表面からの放射熱の抑制	(2) <u>ヒートアイランド現象</u> の抑制	委員意見
31	枠内	2015(平成27)年度の電気・ガス使用量の削減目標を達成した場合のCO ₂ 排出量 推計A 2011(平成23)年度の排出係数(速報値)で算定した場合 231万トン (1990(平成2)年度比マイナス13.1%) 推計B 1990(平成2)年度の排出係数で算定した場合 211万トン (1990(平成2)年度比マイナス20.6%)	<u>削減目標(電気使用量10%及び都市ガス使用量2%)を達成した場合の2015(平成27)年度のCO₂排出量</u> 推計A 2011(平成23)年度の排出係数 <u>0.463kg-CO₂/kWh</u> で算定した場合 231万トン (1990(平成2)年度比マイナス13.1%) 推計B 1990(平成2)年度の排出係数 <u>0.380kg-CO₂/kWh</u> で算定した場合 211万トン (1990(平成2)年度比マイナス20.6%)	委員意見

33	目標 (3)	ごみ量マイナス 5% 。これらの資源化の取組みにより、2011 (平成 23) 年度の資源化率は、2010 (平成 22) 年度の 17% から 19% に上がっています。今後も資源化率の上昇に努めていきます。	<u>ごみ量 5%削減</u> これらの資源化の取組みにより、 <u>区が収集するごみ全体の資源化率は、2011 (平成 23) 年度には、2010 (平成 22) 年度の 17% から 19% に上がっています。</u> 今後も資源化率の上昇に努めていきます。	委員意見
33	(2)	ペットボトルと古紙の回収量は、ペットボトル自動回収機や資源持去り防止パトロールの効果で増加していますが、他の資源品目の回収量は横ばいの状況にあります。	<u>古紙とペットボトルの回収量は、資源ごみ持去り防止パトロールやペットボトル自動回収機</u> の効果で増加していますが、他の資源品目の回収量は横ばいの状況にあります。	前の記述に合わせて順番を入れ替え
33	最終行	今後も資源化率の上昇に努めていきます。	今後も資源化率の <u>向上</u> に努めていきます。	より適切な表現へ変更
34	(4)	循環型社会を構築するためには、区民や事業者の主体的な取組みが不可欠なことから、リサイクル学習や講座などの開催、各種イベントでの啓発活動、環境教育などを実施しています。	循環型社会を構築するためには、区民や事業者の主体的な取組みが <u>重要です</u> 。リサイクル学習や講座などの開催、各種イベントでの啓発活動、環境教育 <u>などを充実することが必要です</u> 。	より適切な表現へ変更
34	表内 表外に追加	資源化率	<u>資源化率</u> <u>区が収集するごみ全体のうち、資源化されたものの割合</u>	委員意見
35	(1)	4 つの R の表記	4 つの R を表にしてレイアウトを変更しました。	わかりやすくするための変更

35			コラム ごみ減量、リサイクル情報の提供	参考コラム
36	見出し文	正しい分別排出の方法について、区民・事業者への周知徹底に努めるとともに、区公共施設における適正な廃棄物の分別などをより一層推進することにより、資源化を進めていきます。	正しい分別排出の方法について、区民・事業者への周知徹底に努めるとともに、区公共施設における適正な <u>ごみ</u> の分別などをより一層 推進し、資源化を進めます。	より適切な表現へ変更
36	(1)	2010(平成20)年度から燃やさないごみの資源化モデル事業を開始し、2011(平成23)年には区内全地域に拡大・・・	2010(平成22)年度から燃やさないごみの資源化モデル事業を開始し、2011(平成23) 年度 には区内全地域に拡大・・・	誤記の訂正
36	(1)	また、2011(平成23)年から開始した粗大ごみの資源化についても、金属類、電気器具類を対象に粗大ごみの資源化率40%の目標を掲げて事業を進めており、今後、拡充ができるよう専門事業者と検討を図っていきます。 その他にも、あだちエコネット事業の一環として区内スーパー46か所で自動回収機によるペットボトル店頭回収を実施していますが、啓発活動を強化するなどペットボトルの回収率の向上に向けてさらに利用者を増やしていくなど、引き続き、きめ細かな啓発により分別を徹底し、ごみの減量と資源化の推進を図ってきます。	また、2011(平成23) 年度 から開始した粗大ごみの資源化についても、金属類、電気器具類を対象に粗大ごみの資源化率40%の目標を掲げて事業を進めており、今後、拡充ができるよう専門事業者と検討を 重ねて いきます。 その他にも、あだちエコネット事業の一環として区内スーパー46か所で自動回収機によるペットボトル店頭回収を実施していますが、啓発活動を強化するなどペットボトルの回収率の向上に向けてさらに利用者を 増やしていきます。今後も更なる資源化率向上のため、排出されるごみの組成調査や分析を行い、費用対効果を検討しながら新たな分別収集や資源化の拡充に努めると	誤記の訂正、より適切な表現へ変更、施策の方向性をわかりやすく追記

			ともに、引き続き、きめ細かな啓発により分別を徹底し、ごみの減量と資源化の推進を図ってきます。	
36	(2)	事業所から発生する廃棄物については、自己責任に基づく資源化を推進していきます。事業者に対してごみの正しい処理方法を案内するとともに、特に大規模事業者の管理者には、年1回ごみの量や資源化率の報告を義務付けています。さらにスーパーなどの比較的大きな事業所に対しては、販売者としての責任と自覚を促し、食品トレイの店頭回収など自主的な資源化の一層の推進を求めています。	事業所から発生する廃棄物については、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自己責任による資源化を推進するため、事業者に対して廃棄物の正しい処理方法を周知していきます。</u> 特に大規模事業者の管理者には、年1回ごみの量や資源化率の報告を義務付けているほか、 <u>区の職員による排出指導を実施し適正処理を促していきます。</u> さらにスーパーなどの比較的大きな事業所に対しては、 <u>販売者の責任として、食品トレイの店頭回収など自主的な資源化の一層の推進を求めています。</u>	法律の根拠と区の排出指導を追記
36	(3)	区公共施設が率先して取り組む省資源 区は率先して再生品の利用推進に努めると同時に、ペーパーレス化、両面印刷、使用した用紙の裏面使用など一層の紙使用量を減らし、排出する紙の減量化を進めます。	区公共施設が率先して取り組む <u>ごみの減量</u> 区は率先して再生品の利用推進に努めると同時に、ペーパーレス化、両面印刷、使用した用紙の裏面使用など <u>紙使用量をより一層削減し、排出するごみの減量</u> を進めます。	より適切な表現へ変更

37	(5)	<p>資源ごみの持去り防止パトロールを改善するとともに、持去られた資源は購入しないように買取り業者への指導を強化していきます。</p> <p>再三の指導等に持去り行為をやめない者への対応、また、現行の条例ではできない指導・行政処分に関する改善や、区民にも持去り防止に関する協力事項を盛り込むなど、新たな対策を検討していきます。</p>	<p>資源ごみの持去り防止パトロールを改善するとともに、<u>持ち去ってきた資源ごみを買い取らないように事業者への指導を強化</u>していきます。</p> <p><u>より効果的な指導や行政処分ができるよう</u>、再三の指導等にもかかわらず持去り行為をやめない者への対応や、<u>区民にも協力いただける持去り防止策を試みるなど、条例の改正も含めて</u>、新たな対策を検討していきます。</p>	より適切な表現へ変更
37			<u>コラム 「Rのお店」</u>	参考コラム
38	(2)	<p>特に、レジ袋については、2008(平成20)年の第1回足立区温暖化防止区民会議における「レジ袋辞退宣言」や、2009(平成21)年の第2回会議では「レジ袋繰り返し利用宣言」が採択され、関係部署や事業所、区民と実施してきましたが、今後は、具体的な戦略を策定し、実現をするための運動を行っていきます。</p>	<p><u>また、レジ袋については、2008(平成20)年の第1回足立区温暖化防止区民会議における「レジ袋辞退宣言」や、2009(平成21)年の第2回会議では「レジ袋繰り返し利用宣言」が採択され、関係部署や事業所、区民と実施してきました。今後は、「レジ袋削減ポスター」による啓発など、レジ袋削減に向けた施策を進めていきます。</u></p>	最新の動向を踏まえて施策の方向性を追記
38	(2)	<p>・・・事業系有料ごみ処理券の貼付率向上を行っていきます。</p>	<p><u>・・・事業系有料ごみ処理券の貼付率の向上を目指していきます。</u></p>	より適切な表現へ変更
38	下から2行目	回収運搬経費の削減	<u>行政回収の運搬経費削減</u>	より適切な表現へ変更
39	(1)	<p>不燃ごみは、区内の民間資源化施設に搬入し、資源化できないものは、中央防波堤</p>	<p><u>燃やさないごみは、区内の民間資源化施設に搬入し、分別したのち資源化を行いま</u></p>	よりわかりやすい表現へ変更

		内側にある不燃ごみ処理センターで減容化された上で、埋立処分場に埋めています。	<u>す。資源化できないものは、中央防波堤内側にある不燃ごみ処理センターで減容化した上で、埋立処分場に埋めています。</u>	
39	(2)	処理委託費	処理費用	より適切な表現へ変更
40	(1)	今後も地球環境規模の水循環の視点から考え、区民に対して節水と水を汚さずに利用する工夫を啓発していきます。	<u>今後も地球環境規模の水循環の視点から考え、区民に対して節水を啓発していきます。</u>	委員意見
41	(1)	また、区内には住工混在地域が多くあり、工場・事業場や建設工事現場などについての公害現象の相談が依然として寄せられています。区では、法令に基づく規制指導と、改善のための融資あっせんなどを行い、公害現象の改善対策と防止に努めています。	また、区内には住工混在地域が多くあり、工場・事業場や建設工事現場などについての公害の相談が依然として寄せられています。区では、法令に基づく規制指導と、改善のための融資あっせんなどを行い、公害の改善対策と防止に努めています。	委員意見
41	(5)	微小粒子状物質（PM2.5）については、都が測定しているデータを注視し、関係機関との連携体制を整備していくことが必要です。	微小粒子状物質（PM2.5）については、 <u>東京都が区内3か所で測定していますので、測定データを注視し、関係機関との連携体制を整備していくことが必要です。</u>	よりわかりやすい表現へ変更
43			<u>写真の追加（圀川、区内の幹線道路）</u>	参考写真
44	(4)	自動車排気ガス対策は、地球温暖化対策につながりますので、区民に対する低公害車の普及促進と区における低公害車の積極的な導入を図っていきます。そして、都と連携して「アイドリング・ストップ運動」	自動車排気ガス対策は、地球温暖化対策につながりますので、区民に対する低公害車の普及を促進するとともに、 <u>区の公用車においては、低公害車の積極的な導入を図っていきます。さらに、都と連携して「ア</u>	委員意見

		などの普及啓発を推進していきます。	イドリング・ストップ運動」などの普及啓発を推進していきます。	
45	(9)	国道4号線や環状七号線、首都高速道路においては、道路管理者が低騒音舗装や防音壁の設置、周辺住民への防音助成を行っていますが、自動車騒音の解決には至っていません。	国道4号線や環状七号線、首都高速道路においては、道路管理者が低騒音舗装や防音壁の設置、周辺住民への防音対策の助成を行っていますが、自動車騒音の解決には至っていません。	誤記修正
46	(15)	区は、この届出を受け、書類審査と現場調査により確認・監視して飛散防止に努めるとともに、労働基準監督署と連携して解体工事に対する不安や相談に迅速に対応していきます。	区は、この届出を受け、書類審査と現場調査により確認・監視して飛散防止に努め、 <u>アスベスト健康被害を防止する</u> とともに、労働基準監督署と連携して解体工事に対する不安や相談に迅速に対応していきます。	施策の体系を考慮、アスベスト健康被害の記述を建設リサイクルの推進(64ページ)から移行
47	(1)	万一、異常値が計測された場合は、環境省が定める指針をもとに全庁的な危機管理体制での対策を進めていきます。	万一、 <u>環境省が定める指針を大きく上回る数値が</u> 計測された場合は、 <u>東京都や関係機関と連携して</u> 対策を進めていきます。	より適切な表現へ変更
47	(1) 記述の追加		<u>微小粒子状物質(PM2.5)については、大気汚染防止法に基づき、東京都が測定しており、区内には3ヶ所で測定されています。万一、異常値が計測された場合は、環境省が定める指針を元に全庁的な危機管理体制での対策を進めていきます。</u>	区民意見への対応
50	(4)	区全域の緑被率は12位、・・・	区全域の緑被率は13位、・・・	誤記の訂正
51			<u>写真の追加(荒川、自然観察会の様子)</u>	参考写真

52	(2)	民有地の一般開放は、・・・	民有 <u>樹林地</u> の一般開放は、・・・	より適切な表現へ 変更
53			<u>コラム 生物多様性</u>	参考コラム
56		区内の屋敷林や農地、草地の割合が都市化の進行とともに減少してきています。	区内の屋敷林や <u>農地の割合</u> が都市化の進行とともに減少してきています。	より適切な表現へ 変更
58			<u>写真の追加（区民農園、屋上緑化）</u>	参考写真
60			<u>コラム 緑のカーテン</u>	参考コラム
62			<u>コラム 足立区の景観</u>	参考コラム
64	(5)	解体時のアスベスト健康被害を防止するための現場指導も行っています。	削除し、アスベスト健康被害の記述を 46 ページのアスベスト飛散防止対策に移行	施策の体系を考慮
66	(5)	・・・地域や関係機関と連携して適切な利用・管理を促すとともに、良好な環境を整備する活動の支援を行います。	・・・地域や関係機関と連携して適切な利用・管理を促すとともに、良好な環境を <u>保全するための地域活動を支援します。</u>	より適切な表現へ 変更
66			<u>コラム 足立区生活環境の保全に関する条例</u>	参考コラム
70	表内	身近な環境配慮行動に取り組む人（ の合計）	身近な環境配慮行動に取り組む人（ <u>から</u> までの合計） <u>写真の追加（地球環境フェア、地域清掃活動）</u>	委員意見 参考意見
72			<u>コラム 省エネノート</u>	参考コラム
73			<u>コラム 環境かるた大会</u>	参考コラム
88 か ら 90	資料 3		<u>第二次足立区環境基本計画改訂版策定の経過を追加</u>	

「第二次足立区環境基本計画改定版(案)」に対するパブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間：平成25年1月15日(火)から2月14日(木)まで
- (2) 実施方法：第二次足立区環境基本計画改定版(案)を足立区ホームページ及び環境政策課窓口で公表するとともに、各区民事務所では概要版(案)を配布しました。
- (3) 実施結果：2名から20項目のご意見が寄せられました。

2 ご意見の概要及び区の考え方

(1) 計画に反映した意見(3項目)

	該当項目	意見の概要	反映の考え方
1	全体に関すること	現行計画を策定する際、「日本で一番地球にやさしいひとの街になる」というスローガンがない。この意気込みを、計画に明記してほしい。	今回の計画案では、他の地域との比較や評価が難しいこと、環境問題はそれぞれの地域が特性を活かして連携するほうが効果的・重要であることから「日本で一番」の表現を用いませんでした。 しかしながら他地域との連携も含め、全国自治体の中でトップリーダーを目指すという意味で、引き続き「日本で一番」を表現することとします。
2	省エネルギー	国の省エネルギー住宅の普及促進策は、基準の見直しや新たな義務付け、誘導策のみである。省エネ型の住宅建設・改修への支援を行い、インセンティブを付与してほしい。	昨年12月から都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素建築物認定制度」が創設され、税の優遇措置などが受けられることになりました。この制度について計画に追記し、国や建設事業者と連携して、低炭素建築物の普及を進めていきます。

3	大気汚染	PM2.5 の対策について廃止された区の測定局の復活など自ら測定するなど汚染調査を行い、対策を進めるべき	PM2.5 について以下の観点から記述を追加します。 大気汚染防止法の規定により都道府県知事は、PM2.5 を常時監視することが義務づけられていますので、東京都が区内3か所で測定し、ホームページで公表しています。 環境省が策定した暫定指針を踏まえ、異常値が計測された場合などには、全庁的な危機管理体制を整え、対策を進めていきます。
---	------	--	---

(2) その他の意見と区の考え方 (17 項目)

	該当項目	意見の概要	区の考え方
4	全体に関すること	東日本大震災、福島第一原発事故を体験し、住民の意識も社会に求められているものも大きく変化しました。その変化を十分に反映したよりよい計画になるようにしていただきたい。	これまでの「地球温暖化防止」を「地球温暖化・エネルギー対策」にするなど震災と原発事故、その後の区民・事業者の意識の変化を踏まえて計画を策定しています。
5	全体に関すること	大都市部において、原発依存から脱却、原発ゼロを目指すためにも、数ある再生可能エネルギーの中でも太陽光発電を特に重視することと、省エネルギーによって低エネルギー社会を目指すことが重要です。 このことを大きく突出し、アピールしていただきたい。	これまで「地球温暖化防止」だった柱を「地球温暖化・エネルギー対策」とし、震災後の省エネルギー行動の継続や再生可能エネルギーの利用促進、エネルギーの効率的な利用について、記述しています。 足立区の地域特性を踏まえ、特に太陽エネルギーの活用を進めるため、さまざまな施策を複合的に推進していきます。
6	再生可能エネルギー	初期投資なしで太陽光パネルを設置できる仕組みを区としての支援策を強化してつくること。	初期経費の負担軽減するため、さまざまな施策を複合的に実施していきます。
7	再生可能	市民共同発電所の創設・拡	市民共同発電所については、区の

	エネルギー	大に取り組むこと。	関わり方や支援のあり方について、他の自治体の情報収集を進め、研究していきます。
8	再生可能エネルギー	東京都が行うという「屋根貸し制度」も積極的に取り入れること。	東京都と連携して取り組んでいきます。
9	再生可能エネルギー	長期的な目標として全世帯の10%程度の設置目標を掲げるような意気込みをもって取組みを進めるべき	今回の改定版は、2015年までの3年間の計画であり、その後の長期的な目標については、今後検討していきます。
10	再生可能エネルギー	エネルギー効率を考え、さらに広くアピールを行い、再生可能エネルギー活用の機運を高めていただきたい。 3年間で区内の太陽光発電容量を区内の電気使用量の1%に引き上げるためには、積極的な誘導等が必要だと考えます。 このためにも補助の存続と設置目標数値の抜本的な引き上げを求めます。	再生可能エネルギーの導入について、その必要性やメリットをわかりやすく啓発していきます。 特に太陽光発電システムについては、区内の太陽光発電容量を区内の電気使用量の1%に引き上げる目標を達成するため、さまざまな施策を複合的に進めることで一層の普及を図っていきます。 太陽光発電システムの助成については、普及の度合いや設置費、区の財政状況などを踏まえて予算措置をしていきます。
11	省エネルギー	人生で最も長い時間を過ごす住宅の省エネ性能向上について記載したことは、区の積極性を感じますが、数値目標がありません。具体的な数値目標を持ち取り組むことを求めます。	住宅の省エネ性能向上や省エネルギー住宅・建物について、具体的な数値の把握が難しいため、目標は設定していません。具体的な数値の把握方法、国の動向や他自治体の事例など今後研究していきます。
12	再生可能エネルギー、省エネルギー	区内事業者を活用した場合の助成額の上乗せや、区内事業者の省エネルギー機器の開発、自然エネルギーの活用を支援するなど地域経済の活性化につながる取組みを進めていただきたい。	区内事業者を活用した場合の助成額の上乗せについては、引き続き行っていきます。 区内事業者の省エネ機器開発支援については、環境基金助成事業の活用を進めていきます。 あわせて、地域経済の活性化につながるよう研究していきます。

13	ごみの資源化	<p>足立区では、手選別によって「燃やさないごみ」の85%近くを資源化しており、先進的な取組みが行われています。この取組みを一層推進するとともに、ごみを出さないライフスタイルを大きくアピールしていただきたい。</p> <p>また、食品トレイなどのリサイクルを充実していただきたい。</p>	<p>「燃やさないごみ」については、現状でも23区中1位の資源化率になっていますが、引き続きわかりやすくきめ細かな啓発を行い区民の資源化意識の向上を図り、9割以上の資源化を目指していきます。</p> <p>また、食品トレイはスーパー店頭回収との連携も含め、資源化の一層の推進に努めていきます。</p>
14	放射線量の測定	<p>都営地の放射線量の低減対策、放射線量測定器の貸し出し、区民から相談が寄せられた場合の対策方法について盛り込むべき</p>	<p>放射線量については、現在、測定値に大きな変化がありませんので、「定期的に放射線量を測定し、公開する。基準値を超えた場合は対策を実施する。」という現行の体制で進めていきます。</p>
15	放射線量の測定	<p>保健総合センターに測定器を設置し、区民が持ち込んだ食材を検査できる体制を構築すべき</p>	<p>状況の変化などが生じた場合は、必要に応じて全庁的な「原子力発電所の環境影響に関する調整会議」を開催し、具体的な対策を検討していきます。</p>
16	放射線量の測定	<p>すべての子どもの施設の給食の食材についても調査し、公表すべき</p>	<p>なお、現在、各都道府県における農産物や水産物の放射線物質の検査体制が確立しており、放射性物質の基準値を超えた食品は出荷制限され流通していません。</p>
17	アスベスト対策	<p>アスベストの健康被害について医療機関と連携した専門相談窓口の設置など体制を強化すべき</p>	<p>専門相談窓口については、現在も本庁舎、保健総合センターにおいて石綿健康被害救済制度の受付業務や療養相談を行っています。</p>
18	環境教育	<p>放射線についての教育は、福島原発事故がおき、事態も収束せず、住民の帰還や地域の復興の見通しもない現状を踏まえた教育であるべきです。</p> <p>あわせて内部被ばくの危</p>	<p>基本計画改訂版に記載しているとおり、震災・原発事故を踏まえた電力・エネルギーや放射線などの教育を教育委員会と連携して進めていきます。</p> <p>内部被ばくの危険性については、「いたずらに不安をあおるだけでな</p>

		<p>険性についても十分に学習できるようにしていただきたい。</p>	<p>く、正しく恐れることが重要」との視点から教育を進めます。</p>
19	環境教育	<p>放射線に関する教育など「意見が分かれるようなテーマでは、それぞれの立場と意見を並列的に説明し、子どもたちに考えさせる」という観点からの教育を望みます。</p>	<p>「意見が分かれるようなテーマでは、それぞれの立場と意見を並列的に説明し、子どもたちに考えさせる」という観点からの教育は、環境教育だけでなくすべての教育で重要なことと考えるので、教育委員会と連携していきます。</p>
20	計画の推進体制	<p>住民参加の推進体制として法令に基づく「(仮称)地球温暖化対策地域協議会」に統合・発足させるとあります。これを機に公募委員を広く募っていただきたい。</p>	<p>今後委員の構成を検討しますが、委員の公募は必要と考えており、公募していく予定です。</p>

答 申 書

足立区長 近藤 やよい 様

平成二十四年四月二十六日に諮問された「第二次足立区環境基本計画の中間見直し」につきましては、六回の審議会を開催し、近年の社会経済状況等の変化を踏まえ、パブリックコメント等を通じて区民意見の反映に努めるなど、慎重に審議してまいりました。

このたび、別添のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

今後とも「地球にやさしいひとのまち足立」の実現に向けて、環境基本計画に基づく環境施策を積極的に推進していただきますようお願いいたします。

平成二十五年三月十二日

足立区環境審議会

会長 田中 充